

平成29年度 秋田市海外展開推進関係補助事業募集要領

平成29年3月
秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

市内企業の事業拡大および秋田港の利用促進を図るため、秋田港から自社の農産加工品・製造品等の商品をコンテナ貨物で輸出し(混載も可)、海外でのイベントフェア出展や貿易関連企業との商談などを行う市内企業等に対し、現地での販売促進活動やコンテナ輸送に関する費用の一部を補助します。

2 補助の概要

(1) 補助金額および上限額

補助金額は、対象経費の1/2以内。

補助上限額は下表のとおりとする。

	申請者の区分	上限額
(1)	補助事業で秋田市産品を輸出する法人等であって、過去にこの号に該当し40万円を上限とする補助金の交付を受けたことのない者	40万円
(2)	上記以外	30万円

※秋田市産品とは、秋田市の一次産品や、市内で製造又は加工の最終段階を行っている商品を指す。

(2) 補助対象者数

5社程度(予算の範囲内)

(3) 補助対象期間

交付決定日から平成30年3月31日まで

※交付決定前に、事業を実施する場合は、補助金交付決定前着手届(様式第8号)を提出する必要があります。

(4) 補助対象経費は以下のとおりです。

対 象 事 業	補 助 対 象 経 費
見本市等出展事業	販促活動（現地でのイベントフェア出展、貿易関連企業との商談など）のための経費 （例） ・ 旅費（交通費、宿泊費） ・ 参加料、ブース料 ・ 翻訳通訳経費 ・ 宣伝費 など
国際コンテナ輸送等	コンテナ輸送費 ・ 商品類の輸送費（秋田港からのコンテナ輸送および陸送費）

3 申請に必要な資格等

(1) 有資格条件

- ア 市内に本社、本部があり、製造・営業実績があること。又は、市内に支社・支部等があり、かつ、秋田市貿易関連産業連絡協議会に加入していること。
- イ 海外展開する実績、予定があること。
- ウ 秋田港の国際定期コンテナ航路を活用すること。
- エ 申請する事業において国・県・市の他の補助制度を活用していないこと。

(2) 欠格事項

本件に申請する企業は、次の全ての事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第1項各号および第2項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する法人等で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人等を含む。）
- イ 申請の日において本市の指名停止措置を受けている法人等
- ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている法人等
- エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人等
- オ 市税に滞納がある法人等

4 申請の手続き

(1) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）

- イ 誓約書（様式第 2 号）
- ウ 事業実施計画書（様式第 3 号）
- エ 収支予算書（様式第 4 号）
- オ 海外展開実績概要書（様式第 5 号）
- カ 法人登記事項証明書（全部事項証明書）
- キ 秋田市税の納税証明書
- ク 直近 2 期の財務諸表の写し（貸貸対照表、損益計算書）
- ケ 定款の写し
- コ 法人概要および補助対象商品説明資料

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 市庁舎 3 F
産業振興部商工貿易振興課 貿易振興担当

(3) 受付期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 29 年 5 月 12 日（金）まで
（土曜日・日曜日および祝日を除く）

(4) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(5) 提出方法

持参とします。

※提出期限後における申請書類の変更および追加は認めません。

※全ての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、
書類の差替え等が期限内に完了しない場合を含む）は失格となります。

(6) 提出部数

正本 1 部を提出してください。

※(1)ア～コの順にセットにした状態で提出すること。

※必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

(7) 募集要項の交付

募集要項や申請書類の様式は、秋田市のホームページからダウンロード
してください。

(8) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するものとします。ただし、市は、
補助対象者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使
用できるものとします。

なお、補助採択された事業について、今後の海外展開事業の参考になると判
断した場合には、事業実績報告書（成果や課題等）をホームページに掲載する
場合があります。

(9) 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(10) その他留意事項

ア 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

イ 提出された書類は、返却しません。

ウ 補助金交付決定に対する異議は受け付けません。

エ 提出された書類については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

5 補助対象者決定の方法、基準および時期

(1) 申請のあった事業計画に基づき、審査委員会において、採択事業に関する審査を行います。

(2) 事業計画書等の内容に関する審査項目は、次のとおりとします。

①本市の目指す今後の貿易振興施策の基本方針との整合性

②計画内容の優位性

③実現可能性

※評価の着眼点、点数配分等詳細については、後日ホームページに掲載します。

(3) 選定方法は、(2)の審査項目に基づき配点し、合計点の高い順に上位3～5社を補助対象とします。

(4) 審査委員会の開催は、5月下旬を予定しています。

(5) 補助金交付決定の通知

補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書は、審査日から14日以内に送付するとともに、ホームページに補助金交付決定者を掲載します。

6 その他

(1) 補助対象者の決定にあたっては、必要に応じて、申請者に対して申請書類の内容等についてヒアリングを実施する場合があります。

(2) 補助金交付申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、取下書（様式任意）を提出してください。

7 問合せ先

秋田市産業振興部商工貿易振興課貿易振興担当

電話 018-888-5730

FAX 018-888-5727

メール ro-inpr@city.akita.akita.jp